

男鹿とつながる学生仕送り支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市を離れ学業に励む学生に対し、保護者等が仕送りをする際の発送料を支援するとともに、市の公式SNSを通じて学生へ情報を発信し、本市とのつながりを構築及び維持することにより、地元を離れた学生たちの将来的な回帰を促すことを目的とする、男鹿とつながる学生仕送り支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校又は予備校に在学する者
- (2) 保護者等 学生の父母兄姉又は親族
- (3) 送り状 仕送りのため、配送事業者に荷物を持ち込む際に使用できる各配送事業者指定の伝票

(対象者)

第3条 支援の対象となる者は、進学のため本市から転出し、市外で生活する学生（住民票を本市に置いたまま、市外に居住している学生含む。）で、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 申請日時点において、学生であること。
- (2) 保護者等が本市に住民票を有していること。

(申請及び登録)

第4条 本事業の利用を希望し申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿とつながる学生仕送り支援事業利用申請フォームにて申請しなければならない。

- 2 申請者は、別表に掲げる配送事業者の中から利用を希望する配送事業者を1つだけ指定するものとする。
- 3 仕送りの対象となる学生は本市の公式LINEにともだち登録をしなければならない。

4 利用の申請は、仕送りの対象となる学生1人につき、同一年度内1回限りとする。

(利用回数及び期限)

第5条 保護者等が送り状を利用できる回数は、当該年度において6回を上限とする。

2 送り状の利用期限は、申請のあった日の属する年度の2月末日までとする

(申請期限)

第6条 本事業の申請期限は、申請のあった日の属する年度の1月31日までとする。

(利用の決定)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、予算の範囲内において利用を決定し、申請者へ案内及び送り状を送付するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 配送業者及び持ち込み事業所一覧

配送事業者	持ち込み可能事業所
日本郵便株式会社	五里合郵便局、男鹿郵便局、男鹿中郵便局、金川郵便局、北浦郵便局、椿郵便局、 戸賀郵便局、入道崎郵便局、野石郵便局、払戸郵便局、船越郵便局、若美郵便局、 脇本郵便局（簡易郵便局は対象外） ※荷物のサイズは 170cm・25kg まで対応可能 ※男鹿、北浦、船越、若美の 4 か所では冷蔵（チルド）の発送対応可能
ヤマト運輸株式会社	秋田男鹿営業所 ※荷物のサイズは 180cm・30kg まで対応可能 ※冷蔵・冷凍の発送対応可能

※上記一覧の事業所に持ち込んだ荷物が対象